

会社法第 794 条第 1 項に定める備置書類

(P e r s o n a l C a p i t a l 株式会社との

株式交換契約に関する事前備置書類)

2023年5月17日

東京都渋谷区神泉町9番1号
第一商品株式会社
代表取締役社長 岡田 義孝

当社は、2023年6月15日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、Personal Capital 株式会社（以下、「Personal Capital 社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関して会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

本株式交換契約の内容は、添付資料1に記載のとおりです。

2. 会社法第794条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

①本株式交換に係る株式の割当ての内容

	当社 (株主交換完全親会社)	Personal Capital 株式会社 (株主交換完全子会社)
株式交換に係る 割当比率	1	140
株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式 1,822,920 株(予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

Personal Capital 社普通株式1株に対し、当社普通株式140株を割当交付いたします。

2. 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式1,822,920株を割当交付する予定です。なお、交付する株式の一部については、当社が保有する自己株式790,064株を充当し、残りの株式については、新たに普通株式を発行する予定です。

3. Personal Capital 社の発行済み株式の数

Personal Capital 社の発行済み株式は、普通株式 10,500 株、A 種種類株式 4,770 株（うち自己株式 2,960 株（普通株式 260 株、A 種種類株式 2,700 株））となります。当該 A 種種類株式は、2023 年 5 月 25 日に開催予定の同社の臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、その発行要項に従って、A 種種類株式 1 株につき、Personal Capital 社普通株式 1 株を交付される予定です。なお、Personal Capital 社は、本株式交換の効力発生日の前日まで開催される取締役会の決議により、Personal Capital 社が保有する自己株式の全部を消却する予定です。また、Personal Capital 社は、第 1 回新株予約権を発行していますが、株式交換効力発生日までに当該新株予約権のすべてが行使されることにより、Personal Capital 社普通株式 1,500 株発行される予定です。

②本株式交換に係る株式の割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社並びに Personal Capital 社から独立した第三者算定機関であるアカウンティングワークス株式会社（以下、「AW社」といいます。）に当社及び Personal Capital 社の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼することとしました。

当社は、第三者算定機関から提出を受けた株式価値並びに株式交換比率の算定結果を参考に、Personal Capital 社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、Personal Capital 社の評価額が妥当であると判断しました。また、当社普通株式については、東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、合理的な市場価格が形成されていることから、市場株価平均法により株価の評価を行いました。

当社及び Personal Capital 社は、第三者算定機関から提出を受けた株式価値並びに株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ねてきました。

本株式交換比率が AW 社の算定した株式交換比率レンジ内であることから、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

イ. 算定に関する事項

a. 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関である AW 社は、当社及び Personal Capital 社の関連当事者に該当せず、当社及び Personal Capital 社との間で重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

AW社は、上場会社である当社普通株式については、東京証券取引所スタンダード市場に上場し、市場価値が存在することから市場株価法を採用しました。当社株式の市場株価法においては2023年4月30日を算定基準日として、基準日までの直近1ヶ月間、直近3か月間、及び直近6か月間における終値単純平均値を算定の基礎としております。これにより算定された、当社株式の1株当たりの価額の評価レンジは以下の通りです。

算定方法	算定結果
市場株価法	125～133 円

また、AW社は、Personal Capital 社の普通株式については、非上場会社であることその他、事業の状況や規模等を勘案した結果、対象会社の株式価値を客観性と信頼性を持って算定する方法として、修正簿価純資産法を採用しました。

算定方法	算定結果
修正簿価純資産法	17,731 円

上記価格は、Personal Capital 社の潜在株式である同社の第1回新株予約権が行使されること前提としております。

なお、同新株予約権が行使されない場合の当社普通株式の1株当たり株式価値を19,733 円と算定しております。

上記により当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下の通りとなります。

	当社	Personal Capital 社
株式交換比率の算定結果	1	133.00 ～ 141.56

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及びPersonal Capital 社は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を選択いたしました。

当社の資本政策、Personal Capital 社株主の利益の点から、Personal Capital 社の株主の皆様は当社の株主になっていただくことで、今後の当社の成長を享受いただけると考えられることから、当社株式を本株式交換に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

当社は、リーガルアドバイザーとして築地四丁目法律事務所を選任し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言

を受けております。当社は、第三者算定機関であるAW社を選定し、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

(4) 本株式交換により増加する株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項の定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する第一商品社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

① 資本金の額

0円

② 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い第一商品社が別途適切に定める金額

③ 利益準備金の額

0円

3. 会社法第794条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての相当性に関する事項
該当事項はありません。

4. Personal Capital社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

添付資料2記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、以下の通りです。

(1) 資本金・利益準備金・別途積立金の額の減少及び剰余金の処分

当社は2023年3月1日を効力発生日として、資本金の額を3,561,557,750円減少し、100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えました。そのうち、1,945,368,769円を「繰越利益剰余金」に振り替え、欠損填補に充當いたしました。また、利益準備金の額336,150,700円及び別途積立金の額300,000,000円をそれぞれ全額減少し、その減少額全額を「繰越利益剰余金」に振り替えました。

(2) 訴訟の終結

2022年10月28日、当社は旧経営陣に対する損害賠償請求訴訟において、全員との和解が成立し、旧経営陣4名から合計200,500,000円の受取和解金が発生しました。また、

2022 年 12 月 21 日、旧商品先物取引事業における元委託者との訴訟において和解が成立し、訴訟引当金取崩益 113,791 千円と支払和解金 15,000 千円の差額である 98,791 千円を、営業利益として計上しております。

添付資料 1 株式交換契約書（写し）

添付資料 2 Personal Capital 社の計算書類等

以上

決 算 報 告 書

(第 14 期)

自 令和 3年10月 1日

至 令和 4年 9月30日

Personal Capital株式会社

東京都港区六本木四丁目12番8号
第6DMJビル6階

電話 : 03 - 3404 - 1100

貸借対照表

令和 4年 9月30日 現在

Personal Capital株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	162,840,789	【流動負債】	98,911,543
現 金 及 び 預 金	10,490,259	未 払 金	6,593,288
前 渡 金	3,141,875	未 払 費 用	29,808,257
立 替 金	460,855	未 払 法 人 税 等	9,715,200
前 払 費 用	935,385	未 払 消 費 税 等	812,300
未 収 収 益	9,240,000	預 り 金	51,982,498
短 期 貸 付 金	280,362,484	負 債 の 部 合 計	98,911,543
未 収 入 金	424	純 資 産 の 部	
預 け 金	14,050,000	【株主資本】	241,080,760
貸 倒 引 当 金	-155,840,658	資 本 金	50,000,000
仮 払 税 金	165	資 本 剰 余 金	446,234,331
【固定資産】	178,074,614	資 本 準 備 金	100,000,000
【有形固定資産】	3,769,614	そ の 他 資 本 剰 余 金	346,234,331
建 物 附 属 設 備	1,218,826	利 益 剰 余 金	-33,438,651
構 築 物	3,619,188	そ の 他 利 益 剰 余 金	-33,438,651
工 具 器 具 備 品	4,020,172	繰 越 利 益 剰 余 金	-33,438,651
一 括 償 却 資 産	955,276	(うち当期純利益金額)	106,760,804
減 価 償 却 累 計 額	-6,043,848	自 己 株 式	-221,714,920
【無形固定資産】	56,600,000	【新株予約権】	923,100
ソ フ ト ウ ェ ア	56,600,000		
【投資その他の資産】	117,705,000		
差 入 保 証 金	1,200,000		
コ モ デ ィ テ ィ	116,505,000	純 資 産 の 部 合 計	242,003,860
資 産 の 部 合 計	340,915,403	負 債 及 び 純 資 産 合 計	340,915,403

損 益 計 算 書

自 令和 3年10月 1日
至 令和 4年 9月30日

Personal Capital株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
利 息 収 入	55,292,081	
手 数 料 収 入	152,278,154	
そ の 他 売 上 高	10,411,429	
売 上 高 合 計		217,981,664
【売上原価】		
当 期 商 品 仕 入 高	1,283,419	
合 計	1,283,419	
売 上 原 価		1,283,419
売 上 総 利 益 金 額		216,698,245
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		92,761,732
営 業 利 益 金 額		123,936,513
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,093	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	88,946,768	
雑 収 入	28,160,654	
営 業 外 収 益 合 計		117,108,515
【営業外費用】		
雑 損 失	8,716,063	
債 権 譲 渡 損	115,710,979	
営 業 外 費 用 合 計		124,427,042
経 常 利 益 金 額		116,617,986
【特別損失】		
固 定 資 産 除 却 損	141,982	
特 別 損 失 合 計		141,982
税引前当期純利益金額		116,476,004
法人税、住民税及び事業税		9,715,200
当 期 純 利 益 金 額		106,760,804

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 3年10月 1日
至 令和 4年 9月30日

Personal Capital株式会社

(単位： 円)

科 目				金 額	
役 員 報 酬				16,818,948	
給 料 手 当				21,754,581	
法 定 福 利 費				5,240,736	
福 利 厚 生 費				142,120	
採 用 教 育 費				3,846	
外 注 費				1,864,787	
荷 造 運 賃				4,500	
広 告 宣 伝 費				125,820	
会 議 費				37,500	
旅 費 交 通 費				398,256	
通 信 費				333,304	
消 耗 品 費				40,077	
事 務 用 消 耗 品 費				40,850	
修 繕 費				1,853,054	
新 聞 図 書 費				113,120	
諸 会 費				455,720	
支 払 手 数 料				23,435,286	
地 代 家 賃				8,795,587	
リ ー ス 料				190,800	
保 険 料				7,320	
租 税 公 課				1,237,825	
支 払 報 酬 料				1,636,373	
減 価 償 却 費				1,198,591	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額				5,840,658	
雑 費				2,746	
通 勤 交 通 費				1,189,327	
販売費及び一般管理費合計					92,761,732

株主資本等変動計算書

自 令和 3年10月 1日
至 令和 4年 9月30日

Personal Capital株式会社

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		50,000,000
	当期末残高		50,000,000
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金	当期首残高		100,000,000
	当期末残高		100,000,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	当期首残高		346,234,331
	当期末残高		346,234,331
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高		446,234,331
	当期末残高		446,234,331
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		-140,199,455
	当期変動額	当期純利益金額	106,760,804
	当期末残高		-33,438,651
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		-140,199,455
	当期変動額		106,760,804
	当期末残高		-33,438,651
自 己 株 式	当期首残高		-221,714,920
	当期末残高		-221,714,920
株 主 資 本 合 計	当期首残高		134,319,956
	当期変動額		106,760,804
	当期末残高		241,080,760
【新株予約権】	当期首残高		923,100
	当期末残高		923,100
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		135,243,056
	当期変動額		106,760,804
	当期末残高		242,003,860

個別注記表

Personal Capital株式会社

I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

付属設備	…	定額法
構築物	…	定額法
工具器具備品	…	定率法
一括償却資産	…	3年均等償却

② 無形固定資産

ソフトウェア	…	定額法（現状は、事業供用前のため償却なし）
--------	---	-----------------------

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

① 個別貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 一括貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、個別貸倒引当金とされなかったもののうち回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税抜方式を選択しております。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の総数	15,270株
（普通株式	10,500株）
（A種種類株式	4,770株）
当事業年度末日における自己株式の数	2,960株
（普通株式	260株）
（A種種類株式	2,700株）
当事業年度末日における新株予約権の発行済総数	1,500個
（普通株式	1,500株）
（A種種類株式	0株）

IV. その他の注記

特段記載項目は、ありません。

株式交換契約書

第一商品株式会社（以下「甲」という。）及び Personal Capital 株式会社（以下「乙」という。）は、2023 年 5 月 17 日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商号：第一商品株式会社

住所：東京都渋谷区神泉町 9 番 1 号

（2）乙（株式交換完全子会社）

商号：Personal Capital 株式会社

住所：東京都港区六本木四丁目 12 番 8 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。）が保有する乙の普通株式数の合計数に 140 を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
2. 前項の交付の方法として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された各株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式数に 140 を乗じて得た数の甲の株式を割り当てる。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金の額

0 円

（2）資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適切に定める金額

(3) 利益準備金の額
0 円

第 5 条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2023 年 6 月 15 日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は、協議の上、書面により合意することで、本効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認）

1. 乙は、2023 年 5 月 25 日までに株主総会を開催し、本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、上記開催日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上、書面による合意によりこれを変更することができる。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき同法第 795 条第 1 項に定める株主総会による承認を受けることなく本株式交換を行う。

第 7 条（A 種種類株式の取得条項行使）

乙は、本効力発生日の前日までに、乙の A 種種類株式の取得条項を行使することにより、当該種類株式を取得し、乙の A 種種類株式 1 株につき乙の普通株式 1 株の割合をもって、乙の普通株式を交付する。

第 8 条（新株予約権の処理）

乙は、本効力発生日の前日までに、乙が発行し未だ権利行使されていない新株予約権について、乙の新株予約権者をして、その権利を行使させるものとし、そのために必要な全ての行為を行う。

第 9 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までになされる乙の取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式の全部（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第 10 条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の中止）

本締結日以降、本効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じることで、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生

じた場合、甲及び乙は、協議の上、書面により合意することで、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第 11 条（本契約の効力の失効）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 本契約第 6 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認が受けられないとき、(ii) 本契約第 7 条に定める A 種種類株式の取得条項行使による普通株式が交付されないとき、(iii) 本契約第 8 条に定める新株予約権の権利行使が行われないとき、(iv) 甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られないとき、又は (v) 前条に基づき本契約が解除若しくは本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。

第 12 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

第 13 条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

以上の合意を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲が 1 通、乙が 1 通を保有する。

2023 年 5 月 17 日

甲：東京都渋谷区神泉町 9 番 1 号
第一商品株式会社
代表取締役社長 岡田 義孝



乙：東京都港区六本木四丁目 12 番 8 号
Personal Capital 株式会社
代表取締役 泉 田 健 作

